

長野県における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準について

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）（以下「施行規則」という。）第 12 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県が行う地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者（生活困窮者自立支援法第 3 条第 1 項で定義する生活困窮者、以下同じ。）の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、次の各号すべてに該当するものについて、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として本県及び中核市の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 就労訓練事業の実施に際し、本県の生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 長野県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 税を滞納していないこと。
- (9) その他、県が必要と認めた指導に従うこと。

(認定申請等)

第 3 条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第 1 号）に誓約書（様式第 2 号）及び必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前条の規定により提出のあった申請書の内容については、施行規則第 12 条の 2 の 3 第 3 項の定めるところより、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

(認定)

第 4 条 知事は、前条第 2 項の規定に基づき、認定団体として認定をしたときは認定通知書（様式第 3 号）により、認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第 4 号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(認定団体の公表)

第 5 条 知事は、前条の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第 6 条 第 4 条の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第 5 号）により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第7条 第4条の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、辞退届(様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

(実地調査等)

第8条 知事は、申請者又は認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された生活困窮者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定団体としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき
- (2) 営業を廃止又は休止したとき
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (5) 他の認定団体が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (6) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (8) その他、事業者の認定にふさわしくないと知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書(様式第7号)により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 知事は、認定団体に対し、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における認定に係る生活困窮者就労訓練事業の実施状況等に関し、現況報告書(別紙様式8)の提出を求めるものとする。

(事務)

第11条 この基準に関する事務は、長野県健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成30年7月17日から施行する。

附則

この基準は、平成30年7月20日から施行する。